次世代育成支援対策推進法の延長等の検討について

厚生労働省

- 1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。) は、平成17年度から平成26年度までの10年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限法として制定され、同法に基づき関係者が対策に取り組んできたところである。
- 2 次世代法については、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附 則第 2 条において、「政府は、平成 27 年度以降の次世代育成支援対策推進法 の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づい て必要な措置を講ずる」旨規定され、日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣 議決定)、少子化危機突破のための緊急対策(平成 25 年 6 月 7 日少子化社会 対策会議決定)等でも延長等が求められているところであり、今後、関係省 庁で同法の延長等の検討を行うこととする。
- 3 具体的な検討については、次のように行うこととする。
 - ① 地域行動計画関連部分:関係省庁において検討
 - ※ 子ども・子育て関連三法で市町村子ども・子育て支援事業計画等の策定が義務づけられたことに伴い、次世代法に基づく市町村行動計画等の策定義務を任意化した 経緯などを前提として検討
 - ② 一般事業主行動計画関連部分:労働政策審議会において検討
 - ③ 特定事業主行動計画関連部分:関係省庁において検討
 - ※ ②の検討状況を踏まえつつ検討
 - ④ ①~③の検討結果について、子ども・子育て会議に報告

次世代育成支援対策推進法の延長等の検討の背景

〇 子ども・子育て支援法(平成24年法律65号)

附 則

(検討)

第二条 (略)

- 2 <u>政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる</u>ものとする。
- 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について (平成25年8月21日閣議決定)
 - 1. 少子化対策
 - (2) 平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の延長について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・ 社会保障制度改革国民会議報告書〜確かな社会保障を将来世代に伝える ための道筋〜(平成25年8月6日社会保障制度改革国民会議)(抜粋) (4)ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスの促進は、すべての世代の生き方と社会保障制度全体に大きく影響するものである。これまで、次世代育成支援対策推進法や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」などを踏まえた取組を推進してきたが、企業の子育て支援に向けた行動変容を促すためにも、企業における仕事と子育ての両立支援について、より一層の取組の推進が必要である。

特に中小企業・非正規については、育児休業の取得が難しい状況にある。これら中小企業・非正規を含め、育児休業の取得促進など様々な取組を通じて、男女ともに仕事と子育ての両立支援を進めていくことが必要である。このため、2014(平成26)年度までの時限立法であり、企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための強力なツールの1つである次世代育成支援対策推進法について、今後の10年間を更なる取組期間として位置づけ、その延長・見直しを積極的に検討すべきである。なお、育児休業取得に関しては、中小企業・非正規に加え、取得率の低い男性の取得促進に注力すべきであり、企業の社会的責任も大きい。育児休業を取得しやすくするために、育児休業期間中の経済的支援を強化することも含めた検討を進めるべきである。

〇「日本再興戦略-Japan is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

④ 女性の活躍推進

出産・子育て等による離職を減少させるとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の中に眠る高い能力を十分に開花させ、活躍できるようにすることは、成長戦略の中核である。「若者・女性活躍推進フォーラム」の提言を踏まえつつ、女性が活躍できる環境整備を推進する。

こうした取組により、「M 字カーブ問題」の解消に向け、2020 年の就業率を、25 歳から44 歳の女性については73%(2012 年の水準から約5ポイント向上)とすることを目指す。

- 女性のライフステージに対応した活躍支援
 - ・子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、 職場環境の整備を働きかけるとともに、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企 業への助成制度を創設する。
 - ・育休復帰支援プラン(仮称)の策定支援等を行うほか、<u>来年度末で期限切れとなる次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討する</u>また、特に仕事と子育て等の両立が困難な女性研究者等を支援するほか、「イクメン」の普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する。

〇 「成長戦略の当面の実行方針」(平成25年10月1日日本経済再生本部決定) (抜粋)

- 3. 雇用制度改革 · 人材力強化
 - ○少子化対策・男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備
 - ・必要な財源を確保しつつ「待機児童解消加速化プラン」による取組の加速的実行を図るとともに、育児休業中の経済的支援の強化や次世代育成支援対策推進法の延長について労働政策審議会等で検討を行い、次期通常国会への雇用保険法改正案及び次世代育成支援対策推進法改正案の提出を目指す。

〇 「少子化危機突破のための緊急対策」(平成25年6月7日少子化社会対策会議 決定)(抜粋)

- (2)「次世代育成支援対策推進法」の延長・強化の検討
 - <u>平成26年度で期限切れとなる「次世代育成支援対策推進法」について</u>、官民あげて「少子化危機突破」に向けた取組を推進する観点からも、<u>その延長・強化を検討</u>する。

- 若者・女性活躍推進フォーラム提言(平成25年5月19日若者・女性活躍推進 フォーラム)(抜粋)
 - (2)妊娠・出産・子育て期における継続就業に向けた支援
 - 働きたい女性が、仕事と子育てとの二者択一を迫られることなく働き続けることが可能となれば、「M字カーブ問題」の解消につながるだけではなく、仕事に必要となる知識やスキルの向上、キャリアの形成を図ることが可能となる。

女性が妊娠・出産・子育てをきっかけに勤務先をやめる主な理由には、職場の両立支援制度の不十分さとともに、子どもの預け先や家族の協力が得られないことが挙げられている。

- 以上から、職場において、育児休業制度や短時間勤務制度などにより多様な働き方を 支え、就業継続をしやすくする環境を整えていくことが必要であり、併せて、育児休業後 のキャリア形成の観点から、休業中や復職後の職業能力の維持や向上を図り、円滑な職 場復帰を支援することも重要である。その際には、両立支援の取組を行うことに課題が多 い中小企業への配慮や特に両立が困難な女性研究者等への支援が重要である。加え て、現実に女性が多く担っている家事・育児等への男性の参画を促進することも必要で ある。
 - ア 職場における仕事と子育ての両立に向けた環境整備
 - ④平成26年度で期限切れとなる次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討する。
- 〇「今後の我が国の成長を支える若者・女性・高齢者の就業の在り方に関する提言」 (平成25年4月19日自由民主党雇用問題調査会)(抜粋)
 - Ⅱ 女性が働き続けることができ、能力発揮できる社会の実現
 - 1 女性の活躍促進と仕事と子育て等の両立支援

仕事と子育て等の二者択一を余儀なくされることなく、女性が継続して活躍し続けることのできる環境を整備する。

- (2) 女性の活躍促進と仕事と子育て等の両立に向けた環境整備
 - ① <u>平成26年度で期限切れとなる次世代育成支援対策推進法の延長・強化を検討</u>し、 企業の仕事と子育ての両立のための環境整備を計画的に推進する。
- 〇 「一人ひとりを大切にする社会の実現に向けて(提言)」 (平成25年4月22日公明党厚生労働部会 労働政策委員会)(抜粋)
 - 3 希望に応じた多様で柔軟な働き方の環境整備

あらゆる人々が持てる力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、安心して生活できる多元的な働き方の普及・拡大を図るとともに、子どもや要介護者を抱える世代の負担を減らし、男女ともに、ライフステージに沿った、希望に応じた多様で柔軟な働き方を実現するための環境整備を進める必要がある。

(2)女性の社会進出支援

(中略)

また、子ども・子育て支援法附則に基づき<u>平成27年度以降の次世代育成対策推進法の延長等について検討</u>をするほか、子どもの看護休暇制度について周知徹底を図り、看護休暇を取得しやすい職場作りを推進する必要がある。また、男性が家事・育児に参加できるよう、男性の育児休暇取得などを促進していく必要がある。

次世代育成支援対策推進法の概要

(平成17年4月から10年間の時限立法)

〇 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 〇 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。
- ※ 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考と すべき標準(参酌標準)を定める。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
 - →地域住民の意見の反映、労使の参画、 計画の内容・実施状況の公表、定期的な 評価・見直し 等

事業主行動計画の策定・公表・周知

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - →大企業(301人以上):義務

中小企業(101人以上):義務(23年4月~)

中小企業(100人以下):努力義務

- 一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

·都道府県、市町村、事業主、労働者、社会 福祉·教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の 実施

5

子ども・子育て関連三法での次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律120号)の主な改正内容

改正前	改正後
第七条 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。	第七条 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。
第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び乳児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。	第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び乳児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。
第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該 都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子 育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳 児及び乳児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に 資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅 及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進そ の他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行 動計画」という。)を策定する <u>ものとする</u> 。	第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該 都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子 育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳 児及び乳児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に 資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅 及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進そ の他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行 動計画」という。)を策定することができる。